

# くらしに安心を 長期使用製品安全点検制度の 所有者登録及び点検をしましょう

製品が古くなると部品などが劣化し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」は、経年劣化による重大事故発生のおそれが高い製品を特定保守製品とし、安全に使うための目安となる設計標準使用期間を設けています。

## 特定保守製品に定められている7品目

### ガス

- ① 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用・LPガス用)
- ② 屋内式ガスふろがま(都市ガス用・LPガス用)

### 石油

- ③ 石油給湯機
- ④ 石油ふろがま
- ⑤ FF式石油温風暖房機

### 電気

- ⑥ ビルトイン式電気食器洗機
- ⑦ 浴室用電気乾燥機

## 特定保守製品を購入したら



1

### 販売者から説明を受けましょう

(特定保守製品を設置した住宅を購入する際は、工務店や不動産販売事業者等が販売者となります)



2

### 添付の所有者票を販売者に渡すか、メーカーに郵送し、所有者登録をしましょう

(賃貸住宅・アパートなどで特定保守製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録をしてください)

3

点検時期が来ると、通知が届きます。メーカーに点検を依頼しましょう  
(点検には料金がかかります)



イラスト/urazou



点検詐欺にご注意下さい

このような新しい制度ができると、「経済産業省の法律で点検が義務化された」など、この制度に便乗した点検詐欺が心配されます。この制度の点検は、所有者がメーカーに依頼してから実施することになっています。点検の依頼をする前に、メーカーから点検にくることはありません。不審なチラシや電話などがあつた場合はメーカーまたはお近くの消費生活センターへお問い合わせください。

## 東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155 [受付時間 月～土:9時～16時 土曜日も相談できます]

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 ※日・祝日・年末年始はお休みです

経済産業省「製品安全ガイド」ホームページ  
[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)

経済産業省 製品安全ガイド

検索

このページは、東京都と東京都生活協同組合連合会の協働事業により掲載しています。